

事 務 連 絡  
平成 28 年 1 月 15 日

各 都道府県 消費生活協同組合主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
消費生活協同組合業務室

「障害者差別解消法 医療関係事業者向けガイドライン」の周知について

本ガイドラインと関連のある大臣認可生協に対し、別添のとおり通知いたしました。

各都道府県におかれては、同法の理念をご理解いただくとともに障害者の差別解消に向けた取組を積極的に進めていただくため所管生協に対し、本対応指針の周知についても御協力をお願いいたします。

別 紙

事務連絡  
平成28年1月15日

〇〇生活協同組合連合会 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
消費生活協同組合業務室

「障害者差別解消法 医療関係事業者向けガイドライン」について

平成27年11月12日付けで「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」を、平成27年12月3日付けで「経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針」をそれぞれ送付いたしましたが、この度、「障害者差別解消法 医療関係事業者向けガイドライン」が厚生労働大臣により決定されました。

各生協におかれては、本ガイドラインを参考に相談体制の整備や職員の研修・啓発といった障害を理由とする差別を解消するための取組を積極的に進めていただくことを期待いたします。

<別添資料>

1. 医療関係事業者向けガイドラインの概要（参考1）
2. 障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン（平成28年1月）
3. 「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン」との相違点について（参考2）